

巡回診療について

医政局



巡回診療の概要

- ご提案の抗原検査車を用いて各地を訪問し、医療提供を行うことは巡回診療にあたる。
- 巡回診療は、診療場所の移動を伴うものとはいえ、一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療を行うものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当する。
- しかし、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には、医療法の運用上柔軟な取扱いを認め、その実施の円滑化を図っている。
- 具体的には、病院又は診療所の事業として、その都道府県内で行われる巡回診療であって、以下①・②のいずれかに該当するものについては、「実施計画」を提出すれば、新たな診療所開設の手続を不要としている。
 - ① 巡回診療車又は巡回診療船であって当該車両又は船舶内において診療を行なうことができる構造となっているもの(以下「移動診療施設」という。)を利用する場合
 - ② 移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であって、定期的に反覆継続(おおむね毎週二回以上とする。)して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続(おおむね三日以上とする。)して行なわれることのないもの

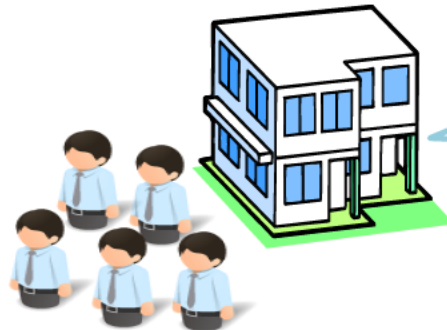
(移動診療施設以外の施設の場合)

医療機関



巡回診療

公民館や学校など



②を満たす場合は、
診療所の開設手続不要

課題1：移動診療施設以外での検査の反復継続

1. 課題としてご指摘いただいた事項

- 移動診療施設以外（学校の空き教室など）を利用した検査サービスを継続して行うことができないか。
（※ 反復継続して行われる巡回診療の場合でも、新たな診療所開設の手続を不要とできないかとの趣旨）

→ **可能であると明確化（具体的には「3. 今後の対応」のとおり）**

2. 現状

- 移動診療施設以外の施設において行われる巡回診療について、反復継続して行われる場合には実質的に診療所を開設しているのと同じであるため、反復継続して行われることのないこと（以下「反復継続性」という。）を、新たな診療所開設の手続不要とする要件にしている。

（参考）「巡回診療の医療法上の取扱いについて」（昭和37年6月20日付け厚生省医務局長通達）

第1 この取り扱いは、次のいずれかに該当する場合にのみ認められるものであること。

1 （略）

2 定期的に反復継続（おおむね毎週二回以上とする。）して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行なわれることのない

3. 今後の対応

- 新型コロナウイルス感染症の検査を巡回診療として行う場合については、迅速に検査体制を確保することから、地域における検査需要及び検査体制の状況を踏まえて、「反復継続性」については特例的に柔軟に取り扱っていただいて問題ないと明確化。

課題2：都道府県を跨ぐ巡回診療における診療所の開設手続

1. 課題としてご指摘いただいた事項

- 巡回診療が、病院・診療所の所在都道府県ではない都道府県で行われる場合、それぞれの都道府県で診療所の開設手続を行うことを不要とできないか。

→**対応を整理・検討(具体的には「3. 今後の対応」のとおり)**

2. 現状

- 地域内でどのような医療が提供されているか、各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長（以下「都道府県知事等」という。）が把握するため、都道府県を跨ぐ巡回診療を行う場合は、巡回診療の実施主体毎に診療所開設の手続をすることとされている。

(参考) 「巡回診療の医療法上の取扱いについて」(昭和37年6月20日付け厚生省医務局長通達) 第2 医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については次の通りとすること。

- 1 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合
- 2 (略)
- 3 巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であっても、当該病院又は診療所が巡回診療を行う都道府県内に所在しない場合
 - 1 (注：診療所開設の手続きをとるものとされている。)と同様の取り扱いとすること。

3. 今後の対応

- 都道府県を跨ぐ巡回診療の実施先において「実施計画」を提出いただければ、都道府県知事等は各地域内でどのような医療が提供されているか把握可能なため、新たな診療所の開設手続は不要とできないか整理・検討し、取扱いを明確化。

課題3：診療場所追加時の「実施計画」の省略

1. 課題としてご指摘いただいた事項

- 実施場所を追加する度に「実施計画」を提出する必要がある。手間を省くために「実施計画」を不要とできないか。
→ **当初の計画と異なる場所で巡回診療を行う場合、新たな「実施計画」の提出を不要とすることは困難。ただし「実施計画」の提出は事後で差し支えない**

2. 現状

- 「実施計画」は、巡回診療の実施場所毎に複数提出する必要はないが、当初の計画には記載されていない場所で巡回診療を実施する場合には、再度提出する必要がある。
- なお、新型コロナウイルス感染症に係る検査を巡回診療として行う場合については、円滑な検査体制確立のため、「実施計画」の提出は適切な時期に事後的に行うこととして良いとしている。

(※) 「新型コロナウイルス感染症に係る検査における巡回診療の医療法上の取扱いについて」令和3年6月9日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)

3. 今後の対応

- 仮に、「実施計画」の提出を不要とすると、都道府県知事等は、各地域内でどのような医療が提供されているか把握することが困難になる。
- 都道府県知事等が修繕改築命令等の権限を適切に行使し、安全かつ清潔な場所での医療提供を担保するため、「実施計画」の提出は最低限必要。
- ただし、「実施計画」の提出は適切な時期で良いとしており、事後で良いほか、必ずしも実施場所を追加する度に提出いただく必要はない。

課題4：抗原検査におけるオンライン診療の看護師等の配置

1. 課題としてご指摘いただいた事項

- 抗原検査におけるオンライン診療について、専門知識が必要ではないサービスを行う場合には、医療従事者の下で一定期間の実技トレーニングを積んだ一般の方が対応可能とできないか。
→ **医療を提供する場において医療従事者(看護師等)の配置を不要とすることは困難**

2. 現状

- 診療所等においては、他の医療従事者への監督義務や医療安全確保のための措置を講じるため、医師である管理者を配置しなければならない。
- 他方、患者が看護師等といる場合でのオンライン診療（D to P with N）により、新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する場合には、看護師等を配置していただければ、医師の配置は不要として差し支えないとしている。

3. 今後の対応

- 複数の患者・疑い患者に対する万一の急変対応や感染管理等において、専門知識を有する看護師等による迅速な処置がなければ、適切な対応が行えるとは言い難い。そのため、医療従事者を1人も配置せずに診療所等で医療を提供することは認められない。

参考資料



「実施計画」としての提出事項

- ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地
- ウ おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画
- エ 診療を行なおうとする科目
- オ 巡回診療実施の目的及び維持の方法並びに診療報酬の徴収方法
- カ 移動診療施設を利用する場合は、その構造設備の概要
- キ 当該病院又は診療所の開設者が公益法人等である場合には定款又は寄附行為